



熊本県公報

号外 第26号
令和3年(2021年)
5月15日(土)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更	(健康危機管理課) 1
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請	(") 1
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請	(") 2
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更	(") 2
○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請	(") 2

告 示

熊本県告示第480号の2

令和3年(2021年)5月7日熊本県告示第457号の3で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年5月15日(土)午後12時に変更したので告示する。

令和3年(2021年)5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第480号の3

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の6第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域(以下「措置区域」という。)及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう要請したので告示する。

令和3年(2021年)5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 措置区域
熊本市全域
- 2 期間
令和3年(2021年)5月16日(日)から令和3年(2021年)6月13日(日)まで
- 3 要請内容
次に掲げる措置を講ずるよう要請した。
 - (1) 4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者は、午後8時から翌日午前5時(2に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時)までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。
 - (2) 4に掲げる施設の管理者は、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わないこと。
 - (3) 4に掲げる施設のうち、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該施設の管理者は、当該設備の利用を伴う営業をしないこと。
 - (4) 4に掲げる施設の管理者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第5条の5に規定する措置を講ずること。
- 4 対象施設
飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(このうち食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。)。ただし、ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。
※ 宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外。

熊本県告示第480号の4

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。

令和3年（2021年）5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 区域
熊本市全域
- 2 期間
令和3年（2021年）5月16日（日）午後8時から令和3年（2021年）6月13日（日）午後12時まで
- 3 協力要請内容
4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後8時から翌日午前5時（2に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時。以下同じ。）までの間（イベント開催時にあつては、午後9時から翌日午前5時までの間）、営業をしないよう協力をお願いした。
ただし、映画館については、午後9時から翌日午前5時までの間、営業をしないよう協力を要請した。
- 4 対象施設
新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条第1項に規定する施設。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設
 - (2) 政令第11条第1項第1号に規定する幼稚園、学校、同項第2号に規定する保育所、介護老人保健施設等、同項第3号に規定する大学等及び同項第13号に規定する自動車教習所、学習塾等
 - (3) 政令第11条第1項第5号に規定する施設のうち葬祭場
 - (4) 政令第11条第1項第7号に規定する物品販売業を営む店舗のうち生活必需物資の売場
 - (5) 政令第11条第1項第9号に規定する施設のうち次に掲げる施設以外の施設
ア イベントを開催する場合がある施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスマ場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等）
イ 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設（スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等）
 - (6) 政令第11条第1項第12号に規定する店舗のうち銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスを提供する施設
 - (7) 政令第11条第1項第10号に規定する施設のうち図書館
 - (8) 政令第11条第1項第11号に規定する施設のうちネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
 - (9) 政令第11条第1項第15号に規定する施設

熊本県告示第480号の5

令和3年（2021年）5月4日熊本県告示第449号の2及び同年5月7日熊本県告示第457号の4で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年5月16日（日）午前5時に変更したので告示する。

令和3年（2021年）5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第480号の6

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。

令和3年（2021年）5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 区域
熊本県全域。ただし、熊本市の区域を除く。
- 2 期間
令和3年（2021年）5月16日（日）午後9時から令和3年（2021年）6月13日（日）午後12時まで
- 3 協力要請内容
4に掲げる施設を午後9時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後9時から翌日午前5

時（2に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時）までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう協力を要請した。

4 対象施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（このうち食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。）。ただし、ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。
※宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外。